

公立保育園の民間移譲における財産処分の手法について

1 公立保育園の土地・建物の所有状況

公立保育園の土地・建物は、市が所有しているものばかりではなく、東京都や都市再生機構（UR）から借り受けているものもあります。

○現状の所有状況(表1)

No	土地	建物	該当園名
1	市	市	西原・すみよし・なかまち・ひがし・やぎさわ・ <u>田無・みどり・しもほうや</u>
2	都	市	向台
3	都	都	ひばりが丘・こまどり・ <u>芝久保・ひがしふしみ・ほうやちよう</u>
4	UR	市	けやき・はこべら・ <u>そよかぜ</u>

注：土地・建物欄が都・URのものは、市が都・URから借り受けていることを表します。

注：公設民営保育園には下線を付しています。

2 財産処分の手法

公立保育園を民間移譲する場合は、それまで市が所有もしくは借り受けていた土地・建物について、譲渡又は貸し付けることとなります。その場合の財産処分の手法と課題は表2のとおり整理されます。

○想定される財産処分の手法と特徴(表2)

No	土地	建物	事業継続	貸付収入	売却収入	維持費用	更新費用	備考
1	貸付	貸付	○	△	なし	要	要	
2	貸付	譲渡	○	△	△	不要	補助	
3	譲渡	譲渡	△	なし	△	不要	補助	協定等で継続性を担保する等の対応が必要

※ 土地又は建物を市が借りている場合には、所有者の許可を得て、借受人を市から事業者へ変更、又は市を介して事業者へ貸し出す等の手法が想定されます。

※ 事業者は建物に有償で譲渡・貸し付けた場合は、給付費として一定額が毎月支払われます。